

土地改良区に係る検査について

パート4

千葉県農林水産部団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区検査の主な指摘事項とその改善方法を考えていきます◆

今回は、運営上非常に重要なポイントである会計細則(会計経理)についてとりあげます。

1 会計細則とは

会計の手續に関するルールで、定款や規約には書かれていない細かな内容が規定されています。

土地改良法では、会計に関する事項については規約で定めることができるとされています(第17条)。

さらに、規約例では、「会計」の章を設け、**会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総(代)会の承認を受けなければならない**(規約例第48条)とされています。

なお、近年では、平成23年4月と平成31年2月に会計基準及び会計細則例の改正が行われています。

2 会計経理に関する主な指摘事項

【参考】土地改良区の諸規程類の体系(イメージ)



- 会計細則の見直しが行われていない。
- 会計細則の見直しにおいて、監事会(及び総(代)会)の承認を受けなければならないところ、これが行われていない。【規約例第48条】
- 会計細則において、設置する特別会計の名称が列記されていない。【会計細則例第3条】
- 会計細則において、予算及び決算科目並びに書類様式について別に定めることとされているが、これが定められていない。【会計細則例第9条】
- 会計担当理事による会計細則に定める金額以上の支払いの際の立会いが徹底されていない。【会計細則例第25条】
- 支出において、特別な事情により領収証を徴することができないときの領収証に代わる会計担当理事の支払証明書が作成されていない。【会計細則例第26条】
- 金融機関との取引が理事長名で行われていない。【会計細則例第38条】
- 会計担当理事による毎月末の残高の照合及び帳簿間の照合結果の確認が徹底されていない。【会計細則例第35条、第48条】
- 収入命令及び支出命令が作成されていない。【法第29条、会計細則例第12条】
- 会計主要簿及び補助簿について、主たる事務所に備え、保存されていない。【法第29条】
- 会計細則に、手持(小口)現金に係る規定を設けていないにもかかわらず、現金を保有している。【平成28年8月26日付け28農振第1129号通知、平成28年5月13日付け農振第293号通知】
- 通帳(預金証書)と公印が別人管理されていない。【同上】
- 簿外口座が存在している。【平成28年8月26日付け28農振第1129号通知】

3 会計主任と会計担当理事について

小規模な土地改良区であっても、**現預金の管理や会計関係の書類を作成する会計主任と、その会計をチェックする会計担当理事は別々の者である必要があります(内部けん制態勢の確立)。**

様々な事情でやむを得ず、理事長自ら会計担当理事を兼務していることもありますが、日々の収入・支出や決算等の処理を行う上で、本来は理事長と会計担当理事によるダブルチェックが望ましいです。

4 指摘事項に係る改善のヒント

- 通帳(預金証書)と公印(銀行印)は、横領・盗難防止の観点から、別人管理を徹底しましょう。
- 手持(小口)現金は、適宜額を定め、紛失・盗難防止の観点から、保管には十分気を付けましょう。
- 会計細則の科目と様式は、複式簿記では会計基準の別表第1・2、単式簿記では会計細則例(単式)の別添1・2に示されています。お手元の会計細則を確認の上、具備されていない場合は、これらに準じて見直しを行ってください。
- 会計関係書類が備えられていないと、罰則が科されるおそれがあります(法第143条)。
- 支払いの際立会いを要する額には特段目安がありません。口座振替の場合のただし書きに注意。
- 会計細則例では1件の支払金額が一定額以下のものは、金融機関の領収証のみで可となっておりますが、口座振替の場合は、全て金融機関の領収証のみで可と会計細則で規定することもできます。
- 金融機関の口座名義は、私金と区別し、土地改良区の財産の範囲を明確にするため理事長名に統一しましょう。なお、土地改良区名義の口座は非課税扱い(県民税利子割)の特例措置があります。
- 地区除外等処理規程例では、決済金は従来特別会計扱いでしたが、現在は一般会計となっています。
- 領収証代わりの支払証明書は交際費支出(香典等)によく用いられます。様式例は次のとおりです。

支 払 証 明 書	
一金	円
ただし	として
上記金額を支払いました。	
令和 年 月 日	〇〇土地改良区 取扱者 〇 〇 〇 〇 印 職 名
上記金額を支払ったことを証明する。	
令和 年 月 日	〇〇土地改良区 会計担当理事 □ □ □ □ 印

5 会計細則の見直しについて

平成30年6月の土地改良法改正に伴い、遅くとも令和4事業年度からの貸借対照表の作成・公表(原則複式簿記化)が義務化され、各改良区においては順次会計細則が見直されることになると思います。

(最新の会計細則例は、農林水産省ホームページ「土地改良法制度・土地改良団体」に掲載されています。)

なお、新しい会計基準(平成31年基準)に基づく財務諸表等を作成する上での、具体的なマニュアルと実務的なQ&A集が「財務諸表等作成要領」「土地改良区会計に関するQ&A集」です。複式簿記の場合、財務諸表等とは貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録のことです。

《前号(2020(令和2)年 No.325)の補足です》

時効に係る用語について

前号で賦課金の「消滅時効に係る時効の中断」を紹介したところです。令和2年4月1日から改正民法の施行に伴い、意味はそのままに「時効の中断」→「時効の更新」と変更されました。

お知らせ ～検査担当職員について～

令和2年度から、日本公認会計士協会千葉会(庄司基晴会長)の会員の皆様に検査業務に協力いただき、より専門的な見地からのリスクチェックを行うこととしました。引き続きよろしくお願いします。

職員を雇用されている土地改良区の皆様へ

職員の労務管理については検査席上でもとりあげていますが、令和2年4月1日から県内の土地改良区(定義上は中小企業)は、働き方改革の一つとして、「時間外労働の上限規制」が導入されます。

1 労働時間【従来からの規定】

36(サブロク)協定(時間外労働・休日労働に関する協定)

労働時間の上限は1日8時間、1週40時間です(※1)(労働基準法第32条、第40条)。

この時間を超えて働かせる場合には、使用者はあらかじめ労使協定(36協定)を労働者と結び(※2)、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません(同法第36条)。

36協定を締結せず届け出ないと、使用者に罰則が科されるおそれがあります(同法第119条)。

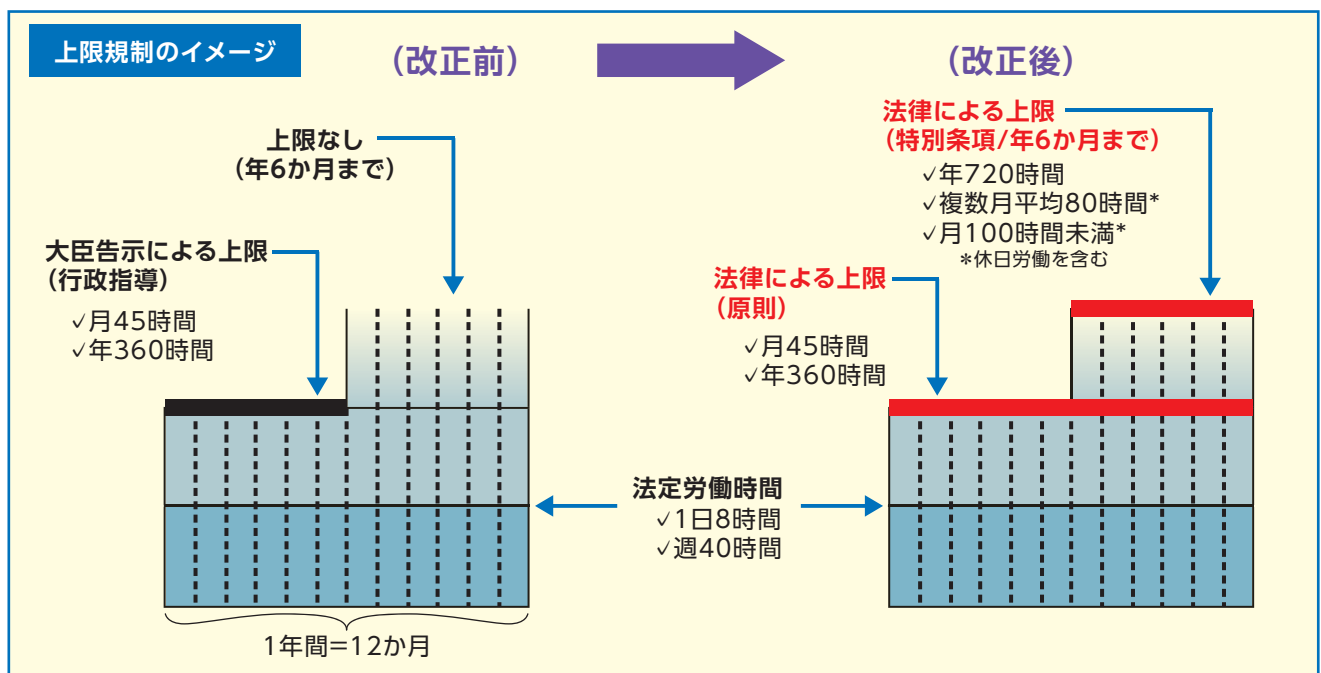
※1 変形労働時間制などを採用する場合はこの限りではありません。

※2 過半数労働組合または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

2 時間外労働の上限規制【新たな法規制】

これまでは罰則の無い大臣告示で示されていた上限が、法律で規制されることになりました。

さらに36協定届の新しい様式が示されました(従来の様式は使用できません)。御注意ください。



資料)厚生労働省『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』p.4

～労務管理でお困りのときは～

「千葉働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託事業)へ!!

千葉県教育会館本館(県庁前)4階 ☎0120-17-4864 ✉kaikaku@tsubokawa.jp

労務管理は奥が深く、なかなか骨の折れる仕事です。そこでお勧めしたいのが上記の機関です。

36協定や労働条件の明示、年次有給休暇、労働保険や社会保険などの相談(秘密厳守)を無料で承ります。

丁寧に対応していただけるので是非御利用ください(土日祝・年末年始を除く9時～17時まで)。

電話・メール・来所のほか、出張相談会や個別訪問(個別訪問は5回まで)も行っています。

社会保険(厚生年金保険・健康保険)について

～この機会に加入義務の御確認を!～

前回の労働保険に続き、今回は社会保険を紹介します。以下は日本年金機構のチラシです。

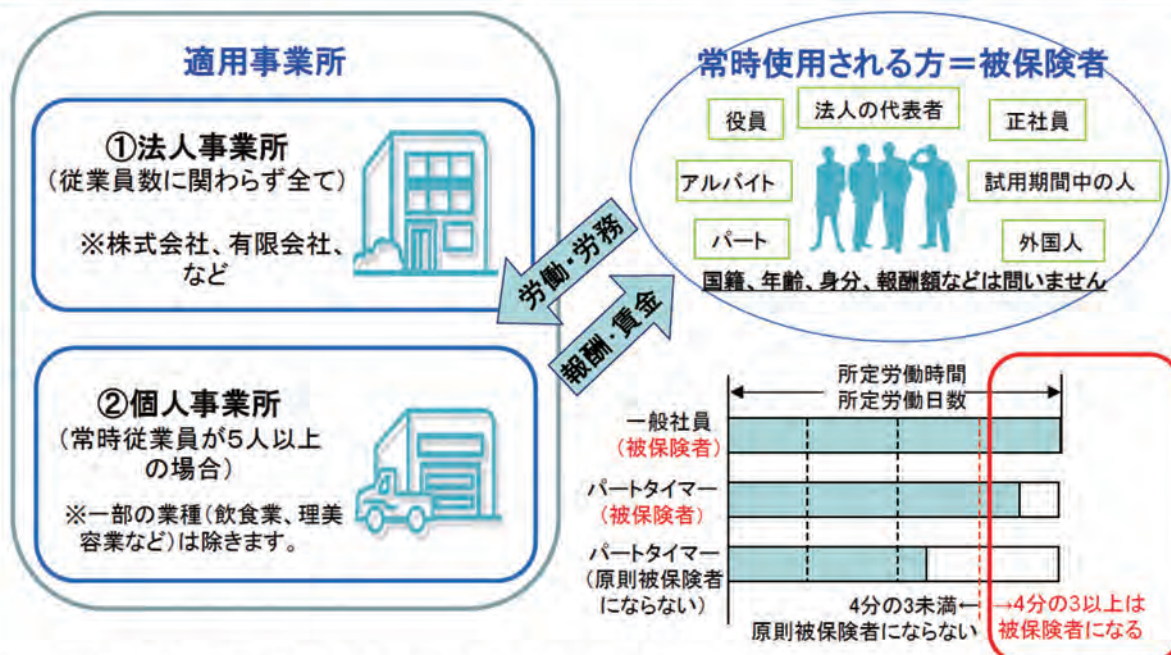
お勤めの皆さまへ

社会保険の加入についてのご案内

年金事務所では、厚生年金保険・健康保険の加入ルール等について窓口相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。
ご相談は、年金事務所の厚生年金適用業務関係窓口までお願いします。

【加入要件】

お勤め先が次の①または②の事業所に該当して、そこで常時使用される方は、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。



正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマーアルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業に勤務していることの5つの要件を全て満たす方は、被保険者になります。

日本年金機構 ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構

Japan Pension Service

2016-011